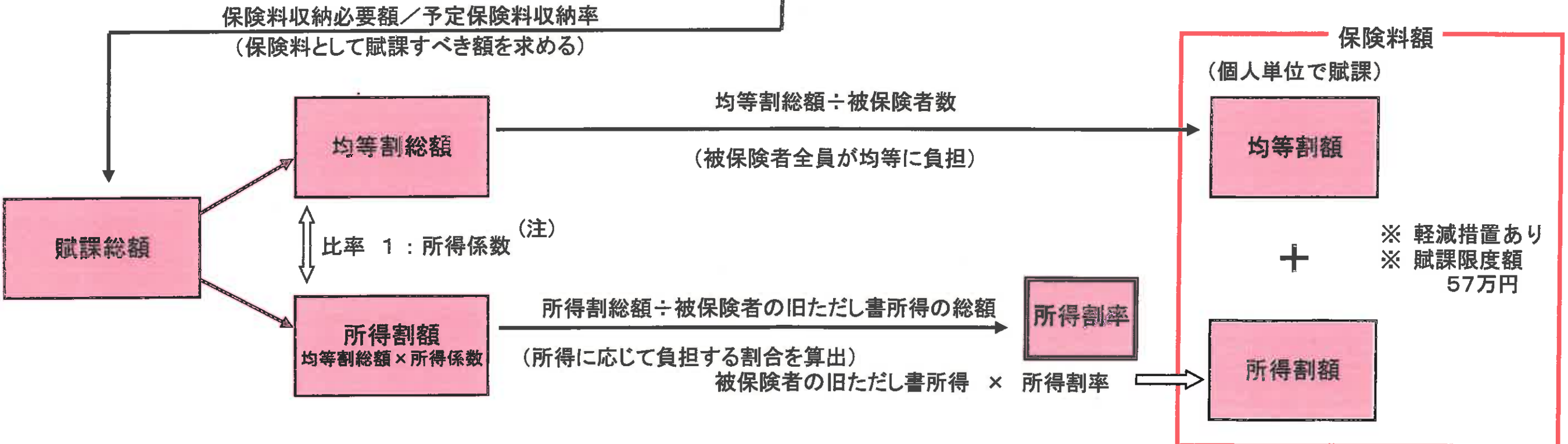
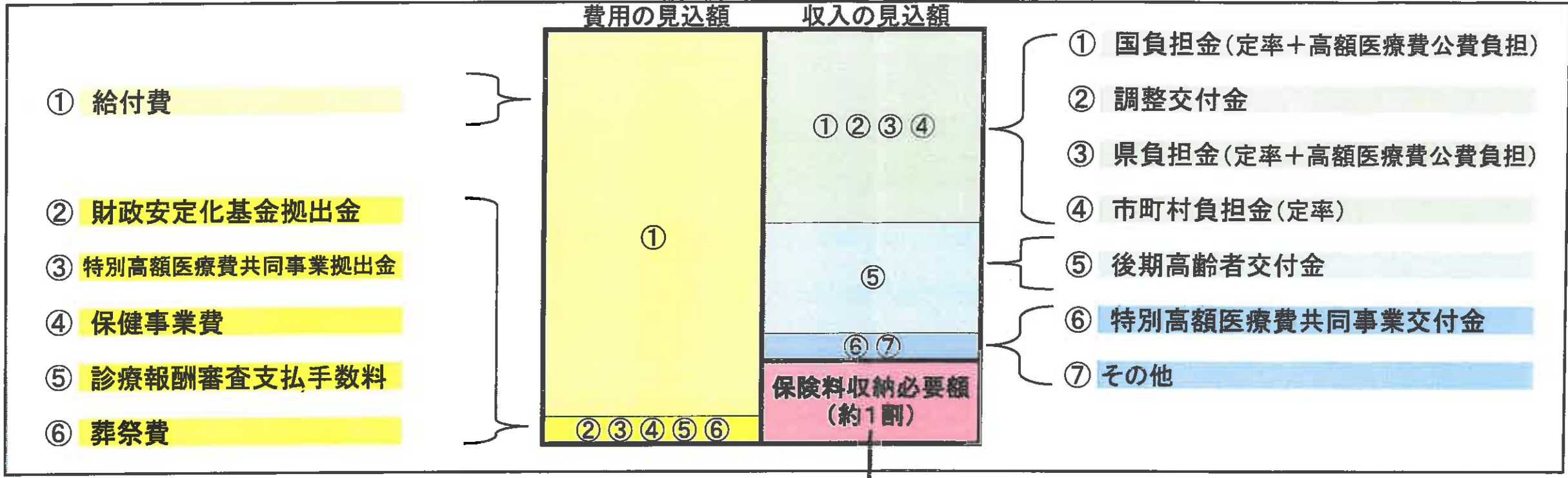


保険料率及び保険料額算定のしくみ

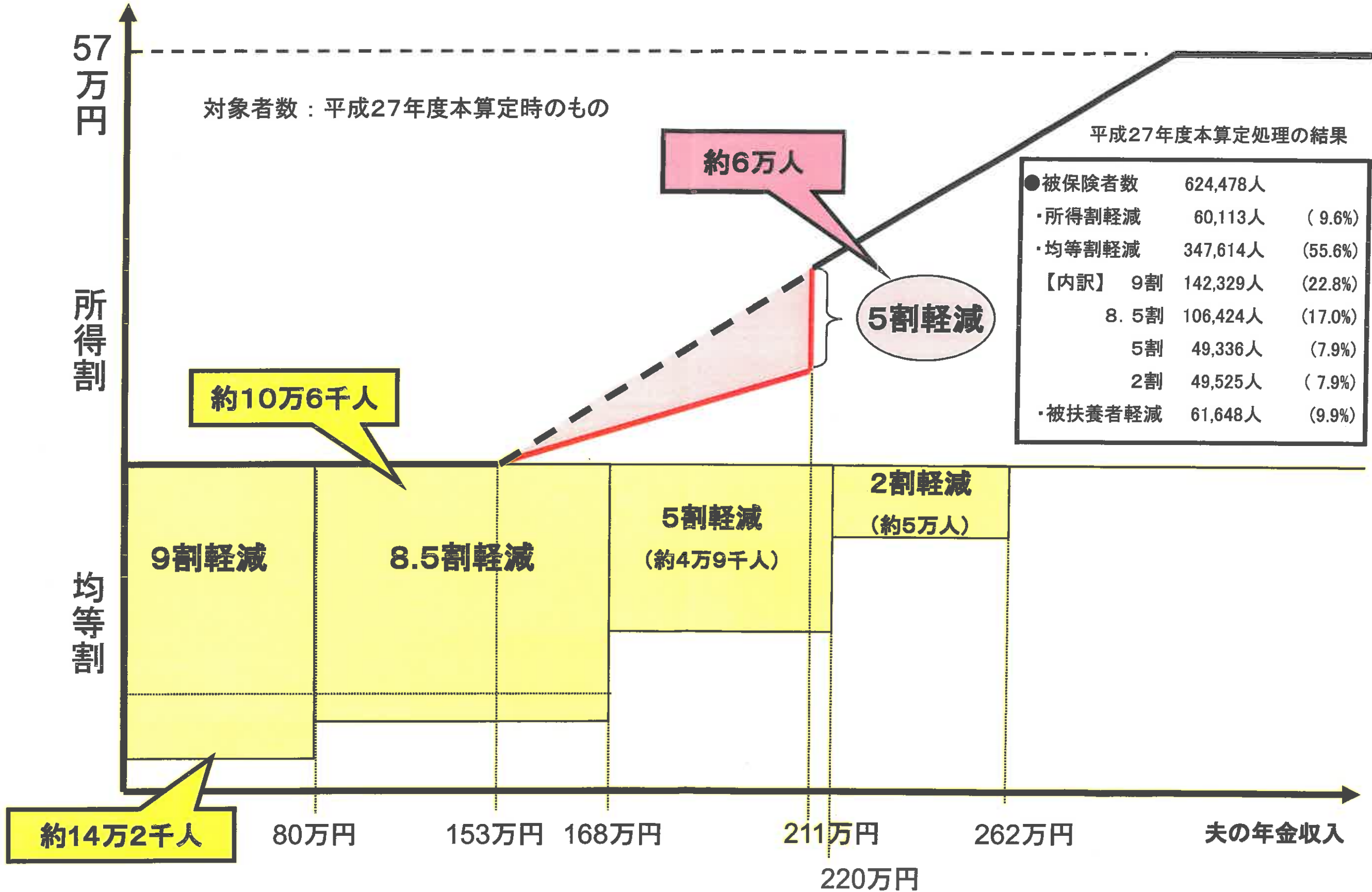


(注) 所得係数 = 広域連合1人当たり旧ただし書所得 ÷ 全国一人当たり旧ただし書所得

旧ただし書所得 = 総所得金額等 (総所得金額及び山林所得) - 33万円 (基礎控除)

低所得者に対する軽減措置

年金収入でみた軽減イメージ 【夫婦世帯の例(妻の年金収入80万円以下の場合)】



平成28・29年度の保険料率算定に用いる算定要素等

算定要素

1 所得係数

今回の試算にあたっては、厚生労働省からの指示により平成26年度の調整交付金算定に用いた所得係数を使用。

$$\begin{aligned} \text{所得係数} &= \text{各広域連合1人当たり所得額} \div \text{全国平均の1人当たり所得額} \\ &= 0.8954320788 \quad (\text{前回 } 0.91393610826) \end{aligned}$$

2 後期高齢者負担率

※若人人口の減少率を基に2年ごとに改定

$$\text{厚生労働省より提示 } 11.03\% \quad (\text{前回 } 10.73\%)$$

3 予定保険料収納率

【推計方法】 必要な収納対策を実施することにより、
収納率 99.0% を維持する。

$$\text{【推計値】 } 99.0\% \quad (\text{前回 } 99.0\%)$$

4 均等割と所得割の比率

※均等割：所得割 = 1：所得係数

$$\text{均等割：所得割} = 53：47 \quad (\text{前回 } 52：48)$$

保険料の軽減措置及び診療報酬改定について

1 保険料の軽減措置の拡充について

消費税率の引き上げ財源の活用による低所得者対策の一環として、保険基盤安定制度の拡充（均等割の2割軽減及び5割軽減の基準額の引き上げ等により軽減対象者を拡大する）が平成28年度にも検討されている。

2 消費税率の改定及び平成28年度診療報酬改定について

平成29年度の消費税率の改定による影響及び診療報酬の改定率については現時点では未定。

保険料軽減特例の見直しについて

特例措置として実施されている低所得者に対する均等割軽減の拡充部分や被用者保険の被扶養者であった者に対する均等割9割軽減（4割を拡充）の措置は、平成29年度から原則本則に戻すこととしているが、激変緩和措置の具体的な見直し内容について、今後検討することとされている。

保険料増加抑制のための対応

1 剰余金の活用について

平成26・27年度において見込まれる剰余金については、現段階での推計額は約132億円であり、その全額を活用する。

剰余金の推計額 約132億円

※ 剰余金の額については、現段階での推計。

2 財政安定化基金の活用について

平成22年の法律改正により、剰余金を活用しても保険料率の増加が見込まれる広域連合においては、都道府県と協議の上、財政安定化基金から交付金を受けることにより保険料率の増加を抑制することが可能となった。

今回の試算における財政安定化基金の活用については、現段階での見込まれる剰余金額が大きく、その活用で保険料率上昇は抑制されているため、計上していない。今後も剰余金額を踏まえ、その必要性等について、福岡県と協議する。

財政安定化基金

- ◇ 給付費増や保険料未納による広域連合の財政不足に対し交付又は貸付を行う。
- ◇ 都道府県は、当分の間、広域連合に対して保険料率の増加の抑制を図るために必要な費用に充てることができる。
- ◇ 国、都道府県、広域連合が3分の1ずつ拠出し、都道府県に設置。
- ◇ 国の標準拠出率については現行の0.044%が0.041%に変更される予定。

平成26・27年度と平成28・29年度の保険料率算定時における財政見通しの比較

平成26・27年度

平成28・29年度

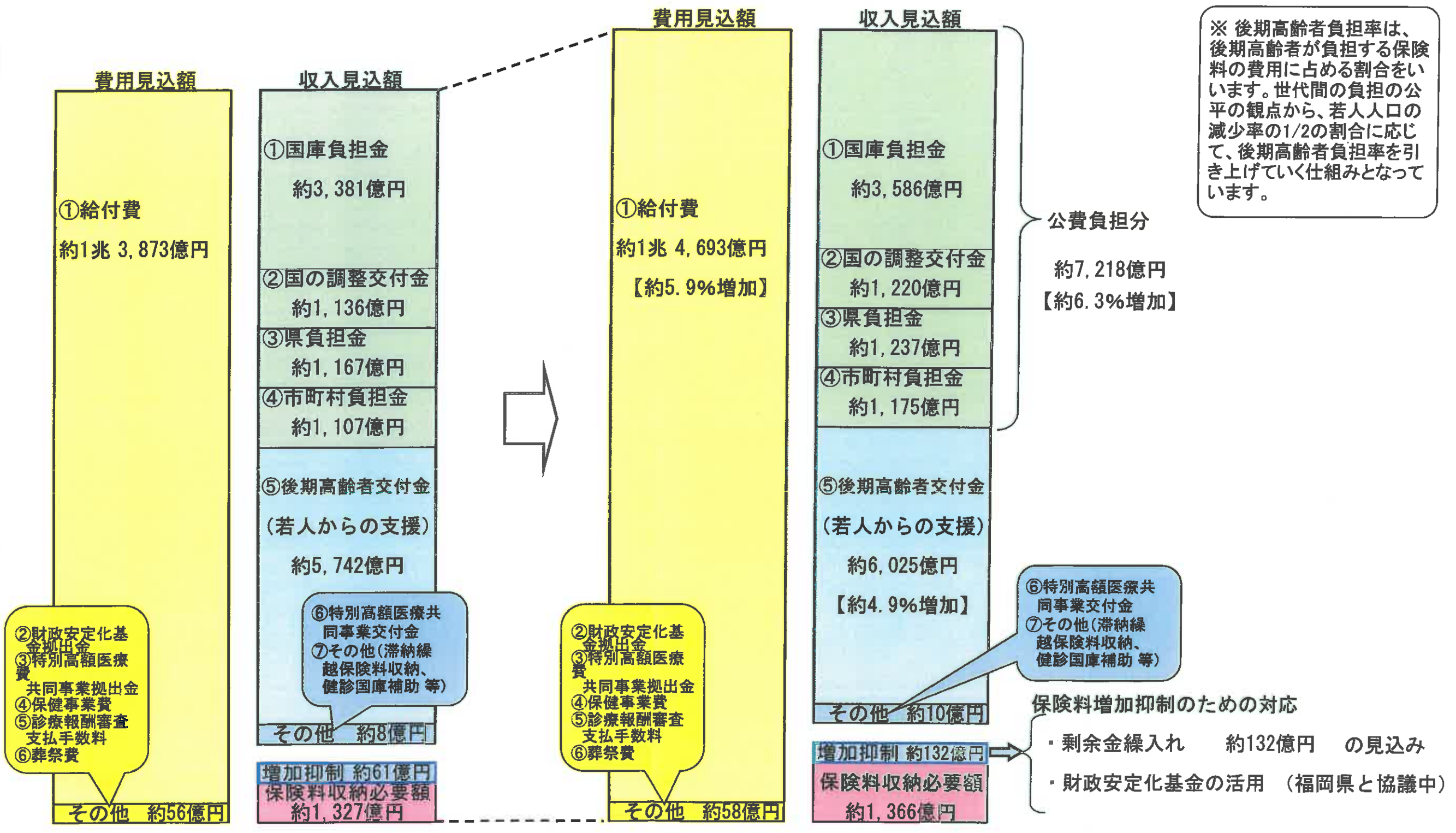
主な算定要素

- 1 被保険者数見込(2か年度) 約123万人
- 2 費用の規模見込 約1兆3,929億円
- 3 費用のうち、給付費総額 約1兆3,873億円
- 4 一人当たり給付費 約1,126千円
- 5 後期高齢者負担率* 10.73%

- 1 被保険者数見込(2か年度) 約130万人
- 2 費用の規模見込 約1兆4,751億円
- 3 費用のうち、給付費総額 約1兆4,693億円
- 4 一人当たり給付費 約1,132千円
- 5 後期高齢者負担率* 11.03%

- 【約5.4%増加】
- 【約5.9%増加】
- 【約5.9%増加】
- 【約0.5%増加】
- 【約2.8%増加】

財政見通し



費用

① 給付費

【概要】

被保険者に係る療養の給付に要する費用から一部負担金及び第三者行為返納金等相当を控除した額に入院時食事療養費等の額を加えたもの。

【算出方法】

平成28・29年度における被保険者数及び1人当たり給付費の推計値を基に算出した。

$$\text{給付費見込額} = \text{1人当たり給付費 (推計値)} \times \text{被保険者数 (推計値)}$$

◆ 被保険者数の推計

福岡県の統計「福岡県人口移動調査」の年齢別人口、死亡・転出入による人口移動率のほか、これまでの被保険者数の増加減少の実績値や、市町村からの住民基本台帳情報を基に75歳到達予定者数、被保険者の死亡者数などを推計し算出。

平成27年度	619,584人	}	合計	1,297,817人
平成28年度	639,849人			
平成29年度	657,968人			

◆ 1人当たり給付費の推計

- 平成27年度の給付費推計については5月～8月の給付実績合計額に、9月から翌年4月までの8か月分の給付見込額（注1）を加えて算出した。

注1) 過去6か年の8月末給付実績に対する翌年4月末までの1年間の給付実績の増加率の平均値により推計

- 平成28、29年度の給付費推計については、平成27年度推計までの過去5か年の対前年度伸び率の平均値を当てはめた。

給付費見込額

年度	1人当たり給付費 (円)		被保険者数 (人)		給付費 (円)	
	伸率%		伸率%		伸率%	
26	1,094,254	0.14%	604,396	1.90%	(実績) 661,363,010,601	2.04%
27	1,113,604	1.77%	619,584	2.51%	(見込) 689,971,220,736	4.33%
28	1,125,854	1.10%	639,849	3.27%	A 720,376,556,046	4.41%
29	1,138,238	1.10%	657,968	2.83%	B 748,924,180,384	3.96%
特定期間における一人当たりの給付費		平成26・27年度 (実績見込)			1,104,049	
		平成28・29年度			1,132,132	

※特定費用額（現役並み所得者に係る費用額）

平成26年度実績を基に、給付費総額のうち4.07%相当と見込む。

【費用額】

次期特定期間に係る給付費	A + B	1,469,300,736,430 円
このうち特定費用額		59,800,539,973 円

② 財政安定化基金拠出金

【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律第116条、附則第14条の2

- ◆ 保険料の未納リスク、給付費の増加リスクによる広域連合の財政不足に対応するため、県に基金を設置し、広域連合に対し資金の交付及び貸し付けを行うもの。なお、保険料の上昇抑制に向けての活用も可能となっている。
- ◆ 基金の積み立て財源として、国、県、広域連合が3分の1ずつ拠出する。
- ◆ 厚生労働省が提示した平成28・29年度における財政安定化基金拠出率は0.041%であるが、本県の第2回試算時点では0%で設定した。

③ 特別高額医療費共同事業拠出金

【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律第117条

著しく高額な医療費の発生による広域連合の財政影響を緩和するため、各広域連合からの拠出により1件400万円を超えるレセプトに係る、200万円超分のうち保険料で賄う部分について、財政調整するもの。公益社団法人国民健康保険中央会（以下「国保中央会」）が交付金を交付する共同事業を行う。

【算出方法】

平成26年度実績及び平成27年度の見込額を基に、平成28・29年度の見込額を算出した。

【費用額】

平成28・29年度における共同事業拠出金額	443,739,093円
-----------------------	--------------

④ 保健事業に要する費用（健康診査）

【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律第125条

生活習慣病予防及びその予備軍を早期に発見し、早期治療や予防に繋げていくことにより、被保険者の健康の保持増進を図り、医療費の適正化に資することを目的として実施する。

- ◆ 実施方法：個別健診（広域連合直営）、集団健診（市町村委託）の併用。
- ◆ 実施基準：厚生労働省「特定健康診査及び特定健康保健指導の実施に関する基準」に準じて実施。
- ◆ 受診対象：被保険者（ただし生活習慣病で治療中など一定の要件に該当する者は除く）
- ◆ 自己負担：一律500円（平成26年度、27年度と同額）

【算出方法】

（健診単価 - 自己負担）× 受診対象者数 + 事務費

【費用額】

年度	健診単価－自己負担 円	受診対象者数 人	健診に要する費用 円
28年度	集団健診 5,882	4,779	28,110,078
29年度	個別健診 7,939	67,888	538,962,832
	事務費（通信運搬費、委託料、負担金）		224,675,734
	計		791,748,644

※ 受診対象者の算出

平成27年度受診対象見込み数を基に、増加数を見込んで推計した。

⑤ 審査支払手数料

【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律第70条

レセプトの審査（療養費の審査を除く）及び医療機関に対する診療報酬の支払業務を国保連合会へ委託するもの。

【算出方法】

審査支払手数料単価 × 平成28・29年度の審査支払見込件数

【費用額】

年度	審査支払 手数料単価 円	※ 審査支払 見込件数 枚	審査支払手数料 円
28年度	54	21,365,000	1,153,710,000
29年度		22,117,000	1,194,318,000
計			2,348,028,000

※ 審査支払見込件数の算出

平成27年度の審査支払い件数の見込みに、過去3年の伸び率の平均値を基に推計した増加率を乗じて算出した。

- ◇ 平成27年度年間審査支払件数見込み … 20,638,955枚
- ◇ 年間審査支払件数の増加率 … 3.52%

⑥ 葬祭費

【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律第86条

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第3条

- ◆ 被保険者の死亡に対し条例で定めるところにより葬祭費の支給を行うもの。

【算出方法】

支給額 × 死亡者数

【費用額】

年度	支給額 円	※死亡者数 人	葬祭費 円
28年度	30,000	75,495	2,264,850,000
29年度			

※ 死亡者数について

- ◇ 死亡者数 平成28・29年度死亡者数の見込人数

収入

① 国庫負担金

(1) 国の定率負担

【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律第93条第1項

国は、広域連合に対し、「負担対象額（給付費から特定費用額を控除した額）」の12分の3を負担する。

【算出方法】

負担対象額（給付費 - 特定費用額）× 3/12

【収入額】

年度	給付費 円	特定費用額 円	負担割合	定率負担額 円
28年度	720,376,556,046	29,319,325,831	3/12	172,764,307,553
29年度	748,924,180,384	30,481,214,142		179,610,741,560
			合計	352,375,049,113 A

(2) 高額医療公費負担

【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律第93条第2項

国は、高額な医療給付の発生による広域連合の財政への影響を緩和するため、1件当たり80万円を超えるレセプトにつき、80万円を超える額のうち保険料で賄う部分について、その4分の1を負担する。

【算出方法】

80万円を超える部分の給付費 × [($\frac{\text{負担対象額}}{\text{給付費}}$ × 1/12) + 後期高齢者負担率] × 1/4

後期高齢者負担率は10.73%から11.03%へ変更予定

【収入額】

年度	※ 80万円を超える部分の給付費 円	高額医療公費負担額 円
28年度	63,549,671,243	3,022,448,843
29年度	67,998,148,230	3,234,020,262
合計		6,256,469,105 B

※ 80万円を超える部分の給付費について
平成26年度実績を基に平成28・29年度の高額な医療費の伸びを勘案し算出した。

平成28・29年度における国庫負担金額 A + B 358,631,518,218 円

② 調整交付金

【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律第95条

- ◆ 国は、広域連合間の財政調整を図るため、広域連合に対し調整交付金を交付する。
- ◆ 交付総額は、負担対象額（給付費から特定費用額を控除した額）の12分の1とする。
- ◆ そのうち、10分の9相当を広域連合間の所得格差による財政の不均衡を是正するために交付する普通調整交付金、10分の1相当を災害その他特別の事情を考慮して交付する特別調整交付金とする。

【算出方法】

◆ 普通調整交付金

$$\left[\left\{ \text{給付費} \times \text{後期高齢者負担率} - \text{高額療養費公費負担額} + \text{負担対象額} \times \left(\frac{1}{12} \times \text{普通調整係数} \right) \right\} - \text{特別調整控除額} \right] \times \text{補正係数}$$

$$- \left\{ \left(\text{給付費} \times \text{後期高齢者負担率} - \text{高額療養費公費負担額} \right) \times \left(\frac{1}{2} + \frac{1}{2} \times \text{所得係数} \right) \right\} \times \text{補正係数}$$

◆ 特別調整交付金（結核性疾患及び精神病に係る給付費が多額である場合に該当）

【交付要件】市町村ごとに調整対象需要額※のうち結核性疾患及び精神病に係る給付費の占める割合が100分の15を超える場合。

※ 調整対象需要額は給付費のうち保険料で賄う部分

【算出式】調整対象需要額 × 当該を超える部分の割合 × 8/10以内の額

【収入額】

年度	区分	調整交付金額 円
28年度 29年度	普通調整交付金	121,942,947,000
	特別調整交付金（結核・精神）	91,121,000
計		122,034,068,000

③ 都道府県負担金

(1) 都道府県の定率負担

【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律第96条第1項

都道府県は、広域連合に対し、負担対象額（給付費から特定費用額を控除した額）の12分の1を負担する。

【算出方法】

$$\text{負担対象額} (\text{給付費} - \text{特定費用額}) \times 1/12$$

【収入額】

年度	給付費 円	特定費用額 円	負担割合	定率負担額 円
28年度	720,376,556,046	29,319,325,831	1/12	57,588,102,517
29年度	748,924,180,384	30,481,214,142		59,870,247,186
合計				117,458,349,703 A

(2) 高額医療公費負担

【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律第96条第2項

都道府県は、高額な医療給付の発生による広域連合の財政への影響を緩和するため、1件当たり80万円を超えるレセプトにつき、80万円を超える額のうち保険料で賄う部分についてその4分の1を負担する。

【算出方法】

$$80\text{万円を超える部分の給付費} \times \left[\left(\frac{\text{負担対象額}}{\text{給付費}} \times 1/12 \right) + \text{後期高齢者負担率} \right] \times 1/4$$

後期高齢者負担率は10.73%から11.03%へ変更予定

【収入額】

年度	※ 80万円を超える部分の給付費 円	高額医療公費負担額 円
28年度	63,549,671,243	3,022,448,843
29年度	67,998,148,230	3,234,020,262
	合計	6,256,469,105 B

※ 80万円を超える部分の給付費について
平成26年度実績を基に平成26・27年度の高額な医療費の伸びを勘案し算出した。

平成28・29年度における都道府県負担金額 A + B	123,714,818,808 円
-----------------------------	-------------------

④ 市町村負担金

【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律第98条

市町村は、広域連合に対し、負担対象額（給付費から特定費用額を控除した額）の12分の1を負担する。

【算出方法】

負担対象額（給付費 - 特定費用額）× 1/12

【収入額】

年度	給付費 円	特定費用額 円	負担割合	定率負担額 円
28年度	720,376,556,046	29,319,325,831	1/12	57,588,102,517
29年度	748,924,180,384	30,481,214,142		59,870,247,186
			合計	117,458,349,703

⑤ 後期高齢者交付金

【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律第100条

支払基金は、広域連合に対し負担対象額（給付費から特定費用額を控除した額）から後期高齢者の負担額及び公費負担額を除いた額及び特定費用額のうち後期高齢者の負担額を除いた額の合計額を交付する。

なお、この交付金は支払基金が保険者から徴収する後期高齢者支援金をもって充てる。

【算出方法】

負担対象額 × [1 - (後期高齢者負担率11.03/100 + 公費負担率50/100)]
+ 特定費用額 × (1 - 後期高齢者負担率11.03/100)

【収入額】

年度	区分	給付費 円	特定費用額 円	負担割合	後期高齢者交付金額 円
28年度	一般	720,376,556,046	29,319,325,831	38.97/100	269,305,002,615
	現役並み所得者	—	29,319,325,831	88.97/100	26,085,404,192
29年度	一般	748,924,180,384	30,481,214,142	38.97/100	279,977,223,945
	現役並み所得者	—	30,481,214,142	88.97/100	27,119,136,222
総計					602,486,766,974

⑥ 特別高額医療費共同事業交付金

【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律第117条

著しく高額な医療費の発生による広域連合の財政への影響を緩和するため、1件400万円を超えるレセプトに係る、200万円超分のうち保険料で賄う部分について、国保中央会が各広域連合から徴収した拠出金を基に交付金を交付するもの。

【算出方法】

特別高額医療費共同事業拠出金と同額を見込む。

【収入額】

平成28・29年度における共同事業交付金額

443,739,093円

⑦ 国庫補助（健診に対する補助）

【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律第102条

厚生労働省「後期高齢者医療制度事業費補助金交付要綱」

広域連合が実施する健康診査に要する費用について国が健診基準単価の3分の1の補助を行うもの。

【算出方法】

健診基準単価 × 受診対象者数 × 補助率

【収入額】

健診基準単価			受診対象者	補助率	国庫補助金額			
円			人		円			
集団 健診	経過措置	課税	4,190	28年度 856	1/3	6,396,000		
		非課税	5,390	29年度 904				
	原則	課税	28年度 816	28年度 21,433				
			29年度 862				29年度 22,623	
		非課税	28年度 281					28年度 11,594
			29年度 296					
個別健診		課税	3,450	28年度 21,433	85,935,000			
		非課税	4,440	29年度 22,623				
		28年度 11,594	28年度 11,594					
		29年度 12,238		29年度 12,238				
計					92,331,000			

⑧ 滞納繰越保険料収納額

【概要】

99.0%の収納を予定している現年度保険料とは別に、過年度からの繰越分滞納保険料について見込まれる収納額を収入として計上するもの。

【算出方法】

平成26年度からの滞納繰越額及び当該繰越分に係る収納実績を基に、次期特定期間における被保険者数の増加を考慮し、収納見込額を算出。

【収入額】

平成28・29年度における滞納繰越保険料収納額

540,415,429円

⑨ 保険料減免必要額

【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律第111条
福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第19条

条例で定めるところにより実施する保険料の減免については、保険料を財源とするため、次期特定期間において見込まれる保険料減免相当額を収入から減じるもの。(マイナス計上)

【算出方法】

平成26年度の減免実績を基に、次期特定期間における被保険者数の増加を考慮し算出。

【収入額】

平成28・29年度における保険料減免必要額

△ 44,616,980 円

⑩ 現特定期間の剰余金の繰入

【概要】

平成27年8月24日付 厚生労働省保険局高齢者医療課 事務連絡 において、剰余金は、原則その全額を繰り入れるよう示されている。

【算出方法】

平成26・27年度において生じると見込まれる精算後の剰余金について、その全額を平成28・29年度の収入として繰入れる。

【収入額】

平成28・29年度の収入として繰入れる額

13,225,872,105 円

⑪ 財政安定化基金からの交付金

【概要】 高齢者の医療の確保に関する法律附則第14条の2

平成27年8月24日付 厚生労働省保険局高齢者医療課 事務連絡 において、保険料の上昇を抑制するため財政安定化基金の取扱いについて示されている。

なお、今回の試算における平成28・29年度における保険料上昇抑制のための財政安定化基金からの交付金については、現段階での見込まれる剰余金額が大きく、その活用で保険料上昇は抑制されているため、計上していない。今後も剰余金額を踏まえその必要性について福岡県と協議を行う。

予定保険料収納率

【算出方法】

必要な収納対策を実施することにより、収納率99.0%を維持する。

平成28・29年度の予定収納率
(特別徴収、普通徴収を合わせた広域連合全体の収納率)

99.0%